

東総地区クリーンセンターにおけるダイオキシン類排出基準値超過の原因 及び今後の改善対策について

- 令和4年10月19日に、原因究明のための設備点検を実施した結果とダイオキシン類排出基準値超過の原因及び改善対策について、県に対し報告しました。
- 10月21日に県の立ち入り検査を受け、24日に1号炉の稼働を再開しました。
- 今回のダイオキシン類排出基準値超過により、皆様方には多大なご心配とご迷惑をおかけしました。今後は、再発防止に努め、引き続き安全で安心な施設の運用に向けた取り組みを進めてまいります。

1 設備点検等の結果

- 燃焼室やろ過式集じん器などの設備を点検したが、異常は確認されませんでした。
- 過去のごみ質の分析結果から、ごみ質の検証を実施しましたが、異常は確認されませんでした。
- 7月29日の県の立入検査時の運転状況について、操業における各データの検証を実施したところ、法令の維持管理基準の範囲内であることを確認しました。
ただし、他の日より燃焼室の燃焼温度が若干低く、一酸化炭素濃度ピーク発生回数が若干多い状況であったことが判明しました。
- 9月6日に実施した自主測定の結果は、いずれも基準値以下でした。
[1号炉0.0034ng-TEQ/m³・2号炉0.0019ng-TEQ/m³ ※ 排出基準値0.1ng-TEQ/m³]

2 ダイオキシン類基準超過の原因（推定）

9月6日の自主測定の結果が排出基準値を大きく下回る値であったこと、設備点検では不具合は確認されなかったことなどを踏まえ、原因については、県の立入検査時の運転状況において、法令の維持管理基準の範囲内ではあったが、一時的に燃焼室の温度が若干低くなったこと、一酸化炭素濃度ピーク発生回数が多くなったことが、ダイオキシン類濃度に影響を与えたと推測されます。

3 改善対策

- 一酸化炭素濃度を出来る限り低減するため、熔融炉内へのごみの投入量など燃焼管理の適正化を図ります。
- 一酸化炭素濃度をより一層適切に管理するため、維持管理マニュアルの見直しを行います。
- ダイオキシン類排出濃度の自主測定について、現在、2か月に1回実施しておりますが、当面の間は監視強化のため測定頻度を増やし、毎月1回実施します。
- 新たな事例や知見があった際には、運営会社と情報を共有し、運転管理の一層の徹底を図るとともに、安全意識や運転技術の向上に努めます。